

業 務 委 託 仕 様 書			
委 託 名	令和 7 年度自動車騒音・道路交通振動常時監視業務委託	事 業 年 度	令和 7 年度
委 託 場 所	春日部市内（4 区間）	期 間	契約確定日から 令和 8 年 1 月 3 0 日
業 務 委 託 料 円也 業 務 価 格 円 消費税及び地方消費税の額 円			
委 託 の 大 要	1. 自動車騒音・道路交通振動常時監視調査・面的評価 2. 報告書の作成		

1. 本委託内訳表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費								
			直接人件費	式	1			第1号内訳明細書
			直接経費	式	1			第2号内訳明細書
		直接原価						
			その他原価	式	1			
		業務原価						
			一般管理費等					
		業務価格						
			消費税及び 地方消費税の額	%	10			
		業務委託料						

内 訳 明 細 書							第 1 号	
直接人件費								
作業内容	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	金額	摘		要
事前協議								
騒音・振動・交通量調査								
準備								
機器設置								
点検・巡回・交通量現地調査								
現地調査データ整理								
騒音・振動データ整理								
交通量・速度データ整理								
沿道条件調査								
沿道条件入力								
道路横断面図作成								
面の評価								
面の評価作業								
報告書作成								
人工計								
金額計								

直接經費
內記
明細書
第 2 号

工種・種別	細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器損料	騒音計	台日				
	振動計	台日				
	カウンター	台日				
車両費		台日				燃料代込み
道路使用許可申請費		式				
雑材料費		式				
報告書作成費		式				
打合せ交通費		式				
合計						

令和7年度自動車騒音・道路交通振動常時監視業務委託特記仕様書

1. 委託概要

市内の2車線以上を有する道路の主要な道路16路線について、5年以内の間隔で自動車の運行に伴って発生する騒音・振動の調査を実施する。当年度においては5路線の評価区間を代表する4地点で測定を行う。

騒音については、環境基準及び要請限度の達成状況を把握するとともに、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施する。振動については、要請限度の達成状況を把握する。

2. 委託期間

自 契約確定日

至 令和8年1月30日

3. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)
- (2) 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)
- (3) 振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)
- (4) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
- (5) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知)
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル(平成27年10月30日 環水大自発1510303号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長)(以下「常監マニュアル」という。)
- (7) 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領(以下「報告要領」という。)
- (8) 面的評価支援システム操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)
- (9) 道路交通振動測定マニュアル(2022年6月環境省)
- (10) その他関係法令等

4. 調査内容

(1) 測定地点

測定地点は、表1-1に示す路線の4区間で実施するものとする。

表1-1 調査区間一覧

	路線名	調査区間	調査延長	R3交通 センサス番号
1	さいたま春日部線 春日部久喜線	南中曽根交差点～ 中央一(西)交差点～梅田 交差点	約2.5km	40030-1 40030-5 42950-1
2	松伏春日部関宿線	松伏境～柳橋(下)交差点	約3.8km	41500-1
3	次木杉戸線	千葉県境～西宝珠花交差 点～県道西宝珠花春日部 線～杉戸町境	約3.1km	61360-1 61360-2 61360-3
4	西金野井春日部線	西金野井～辻橋交差点～ 庄和IC(北)交差点～下 柳(西)交差点～牛島交 差点	約3.3km	63160-1

(2) 調査項目

自動車騒音、背後地騒音、道路交通振動、交通条件及び沿道条件並びに調査結果に基づく騒音面的評価とする。各項目の詳細は表 1-2 に示すとおりとする。

表 1-2 調査項目

調査項目		詳 細
自動車騒音 背後地騒音		等価騒音レベル (L_{Aeq})、騒音レベル最大値 (L_{Amax})、 時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95})
道路交通振動		振動レベル最大値 (L_{max}) 時間率振動レベル (L_{10})
交通条件	交通量	上下 2 方向×4 車種(大型Ⅰ、大型Ⅱ、小型、二輪)分類
	走行速度	上下 2 方向×2 車種 (大型、小型) (方向別にそれぞれ10台)
沿道条件	道路構造等	車線数、車道幅員、道路幅員、構造、遮音壁有無、舗装種別
	住居戸数等	道路端から 5 0 m ほどの住居数、集合住宅の各階の住居数、 建物地上階数、調査街区内の建物面積割合、用途地域
騒音面的評価		常監マニュアルに準拠

5. 調査方法

(1) 自動車騒音調査（背後地騒音調査）・道路交通振動調査

① 測定時期

常監マニュアルに準拠し市と協議する。

② 基礎調査

監視の対象となる全ての道路に面する地域について、常監マニュアル第 3 章 3. 3 に基づき、文献調査及び現地踏査により、土地利用状況・道路交通情勢・道路の構造等の把握を行う。

③ 測定に伴う場所等

測定場所については、受注者側が 1 つの測定路線（区間）につき、最適と考えられる測定地点を 3 地点提案し、市と協議の上、最終的に 1 地点に定めるものとする。

④ 測定方法

自動車騒音調査については「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法」に準拠し、6 時から翌 6 時までの 24 時間測定とし、3 日間行うこととする。

背後地騒音については、道路に直接面しない 2 列目以降の住宅等の位置する場所において、騒音レベル測定期間中の内 1 日間について、昼間及び夜間各 2 回、各 10 分間測定を行うこととする。

道路交通振動については「振動規制法の施行について」（昭和 51 年 12 月 1 日 環大特 154 号）、「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」、「道路交通振動測定マニュアル要請限度測定法」に準拠し、8 時から翌 8 時までの 24 時間の測定を行うこととする。

⑤ 使用測定機器

騒音計、振動計については、計量法第 71 条の条件に合格した特定計量器を使用するものとする。

(2) 交通条件調査

① 交通量調査

上下別・車種別交通量を、騒音レベル測定期間中の内、平日の 1 日間について、昼間（6 時から 22 時）及び夜間（22 時から翌 6 時）に 1 時間（10 分間の調査を行い、6 倍する）の調査を各 2 回行うこととする。交通量は、車種別（小型車、大型車Ⅰ・Ⅱ、二輪車）の 4 車種区分を観測すること。

② 走行速度調査

各調査断面の対象道路上下線別・平均走行速度を大型車及び小型車（計10台）が、一定区間（約50～100m）を通過する走行速度を観測すること。また、測定は騒音レベル測定期間中の内の平日1日間について、昼間（6時から22時）及び夜間（22時から翌6時）各2回行うこととする。

(3) 沿道条件調査

常監マニュアルに準拠し、評価区間内の道路構造及び各評価区間の道路端から50mの範囲について、住居等戸数、建物の属性等の自動車騒音の暴露状況を推測するために必要なパラメータを現地調査等により把握すること。

(4) 騒音面的評価

面的評価支援システムを使用するための初期設定を行い、常監マニュアル及び自動車騒音、交通条件、沿道条件等の調査結果を基に操作マニュアルに基づき入力を行い騒音推計をすること。

6. 成果品の提出

- (1) 別添成果品一覧に定める方法にて提出すること。
- (2) 本業務で得たすべての成果品は、市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表しないこと。

7. 貸与する資料

- ・ 住宅地図 Zmap-Town II（株式会社ゼンリン）
- ・ 面的評価支援システム（環境省）
- ・ GISエンジン ActiveMap for.NET（株式会社カーネル）
- ・ 過年度に実施した面的評価の結果
- ・ 上記が導入されたノートパソコン
- ・ CD-R《面的評価支援システム（Ver5.0.0）及びGISエンジン（ActiveMap for.NET ver.2.28（.accdB対応））を含む》
- ・ その他業務に必要と認められる資料

8. その他

- (1) 調査にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 本業務の実施に当たって、市が行う関係官庁等への手続に協力するものとし、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、内容をまとめ、市に届け出ること。
- (3) 国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合、又は、測定用の機器を設置する場合等は、所有者・管理者等と十分な協議を行い許可を得てから行うこと。
- (4) 測定地点付近の道路工事などの予定等の確認を行い、業務が円滑に進むように努めること。

成 果 品 一 覧

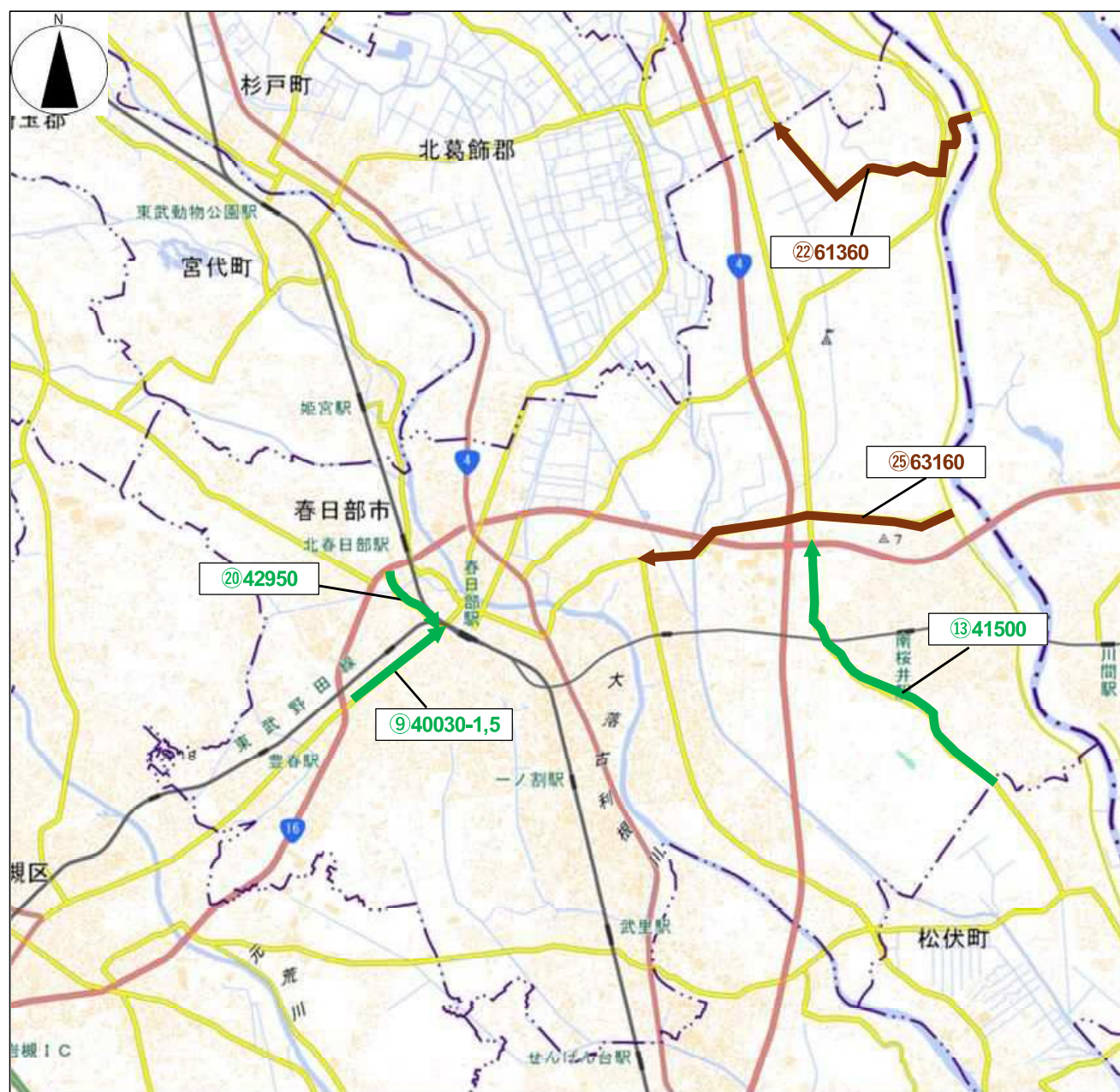
名 称 及 び 内 容	部 数	提 出 方 法
I. 報告書	1部	紙の様式は全てA4サイズとする 古紙の配合率が70%以上の再生紙を使用し、可能な限り両面印刷を用いた簡易製本により作成する 写真資料集についてはカラーで提出すること Word、ExcelもしくはPDF、jpgの保存形式を用いてノートパソコンに電子データを保存すること
(1) 本 編		
①業務報告書（面的評価結果）		
②業務報告書（現地調査結果）		
(2) 資料編		
①令和7年度自動車騒音常時監視結果報告		
・ 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式		
・ 位置図（騒音測定地点・評価区間）		
・ 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）		
②環境基準達成状況の評価区間別の一括評価		
③騒音暴露状況の住居等別の一括表示（春日部市現況図に調査街区図を記したもの）		
④写真資料集（現況及び調査状況）		
II. 環境省報告書	1部	ノートパソコンに保存すること 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式とする
(1) 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告		
①令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式		
②GISデータファイル		
③位置図（騒音測定地点・評価区間）		
④詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）		
III. データベース	1式	I 及び II の電子データ、面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データをDVD-ROM又はCD-ROMに保存すること
(1) バックアップ用データベース		
(2) オブジェクトデータベース		

令和7年度 評価対象区間表

主要道路										5か年実施計画				測定(準用)等計画				
セ ン サ ー 連 番 号	道 路 種 別	路 線 番 号	路 線 名	R3センサス 評 価 区 間 番 号	H27センサス							評 価 年 度	騒 音 発 生 強 度 の 把 握 方 法	2年目 2025 (R7)	評 価 区 間 の 始 点 の 住 所	評 価 区 間 の 終 点 の 住 所	騒 音 測 定 年 度	騒 音 測 定 地 点 番 号
					評 価 区 間 番 号	車 線 数	道 路 構 造	遮 音 壁 等 の 有 無	低 騒 音 舗 装 の 有 無	※								
										評 価 区 間 の 延 長 (km)								
⑨	4	2	さいたま春日部線	40030-1	40030-1	2	1	0	0	0.8	2025	1	○	春日部市新方袋	春日部市中央3丁目20	2025	1	
	4	2	さいたま春日部線	40030-5	40030-5	2	1	0	0	0.7	2025	2	▲	春日部市中央3丁目20	春日部市中央1丁目21	2025	1	
⑬	4	42	松伏春日部関宿線	41500-1	41420-1	2	1	0	0	3.8	2025	1	○	春日部市飯沼	春日部市金崎	2025	2	
⑳	4	85	春日部久喜線	42950-1	42820-1	2	1	0	0	1.0	2025	2	▲	春日部市梅田2丁目7	春日部市中央1丁目21	2025	1	
㉒	6	183	次木杉戸線	61360-1	61270-1	2	1	0	0	0.5	2025	2	▲	春日部市西宝珠花	春日部市芦橋	2025	3	
	6	183	次木杉戸線	61360-2	61270-2	2	1	0	0	0.4	2025	2	▲	春日部市西宝珠花	春日部市西宝珠花	2025	3	
	6	183	次木杉戸線	61360-3	61270-3	2	1	0	0	2.2	2025	1	○	春日部市西宝珠花	春日部市西宝珠花	2025	3	
㉕	6	321	西金野井春日部線	63160-1	62960-1	2	1	0	0	3.3	2025	1	○	春日部市西金野井	春日部市牛島	2025	4	
測定地点数(○:発生強度1(沿道騒音レベルの実測による方法))										4								
評価区間数(▲:発生強度2(他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法))										4								
評価区間数										8								
評価区間延長										12.7								

※ 評価区間の区間延長距離は、概ね面的評価支援システムによる。

令和7年度評価対象区間位置図



※センサスの評価区間の全てを評価する場合、センサス番号のみを記載し、センサス区間の一部を評価する場合は「⑨40030-1,5」の様に評価する区間を示す。